



佐賀県公報

平成19年
9月28日
(金曜日)
第12962号

目次

規 則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に

関する規則

(六五・情報・業務改革課) 二

◎養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

(六六・畜産課) 四

◎知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

(六七・総務法制課) 七

◎市町合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則

(六八・市町村課) 二

告 示

◎第二種漁港の所在地及び区域の変更

(五一五・農山漁村課) 三

◎第一種漁港の所在地及び区域の変更

(五一六・") 三

◎漁業管理者の指定の一部改正

(五一七・") 三

◎建築主事が所管する区域の指定

(五一八・建築住宅課) 三

◎建築基準法に基づく建築物に係る制限の廃止

(五一九・") 三

◎道路の区域の変更

(五二〇・道路課) 三

◎道路の供用開始

(五二一・") 三

◎市町の廃置分合に伴う佐賀市の人口

(五二二・市町村課) 四

公 告

◎特定非営利活動法人の設立の認証申請

(県民協働課) 四

◎都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧

(下水道課) 四

◎土地改良区役員の退任届

(農地整備課) 四

◎土地改良事業の工事完了

(") 五

◎県営石田上地区土地改良事業の工事完了

(") 五

◎軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

(税務課) 五

訓 令 甲

◎佐賀県公印規程の一部改正

(一九・総務法制課) 五

教育委員会事項

◎佐賀県教育委員会の主官に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

(規則・一二) 五

公安委員会事項

◎佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(規則・一四) 三〇

◎佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

(" ・一五) 三〇

公布された規則のあらまし

◎報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則(規則第六五号)

1 この規則は、報酬・賃金管理システムを利用して報酬又は賃金の支給及び社会保険料の支払の事務を処理することに関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 予算所掌課長は、報酬又は賃金及び社会保険料(以下「報酬等」という。)に係る歳出予算のうち、執行することができる限度額を報酬・賃金管理者に指示しなければならないこととした。(第三条及び第四条関係)

3 各所属の長は、報酬等の支払の基礎となる事項に異動があったときは、速やかに報酬・賃金管理者に通知しなければならないこととした。(第五条関係)

4 報酬・賃金管理者は、報酬・賃金管理システムにより報酬等の支給額を計算し、その結果に基づき支出負担行為及び支出命令を行うこととした。(第六条及び第七条関係)

5 報酬又は賃金の支出手続及びそれらの支払、精算等について必要な事項を定めることとした。(第八条及び第九条関係)

6 その他所要の事項を定めることとした。

7 この規則は、公布の日から施行し、平成一九年一〇月の労働の対償として支払う報酬又は賃金の支給事務及びこれらに伴う社会保険料の支払事務から適用することとした。

○養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則（規則第六六号）

1 みつばち転飼許可申請書について、九州各県（沖縄県を除く。）の共通様式とするため、所要の改正を行うこととした。（様式第二号関係）

2 この規則は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。

○知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則（規則第六七号）

1 公益信託に係る信託の変更又は信託の併合若しくは分割を申請する場合の手続について必要な事項を定めることとした。（第八条〜第一条関係）

2 公益信託に係る検査役の選任の請求その他の請求等を行う場合の手続について必要な事項を定めることとした。（第二三条〜第二五条関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成一九年九月三〇日から施行することとした。

○市町合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則（規則第六八号）

1 地方自治法の規定に基づき、平成一九年一〇月一日に佐賀市に係る合併が行われることに伴い、佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則ほか六規則について、所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。

○規則

報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第六十五号

報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則
（趣旨）

第一条 この規則は、報酬・賃金管理システムを利用して報酬又は賃金の支給及び社会保険料の支払の事務を処理することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の表の上欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

用語	意義
社会保険料	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料（本人負担分及び事業主負担分を含む。）
報酬・賃金管理システム	報酬、賃金及び社会保険料の計算、支払、予算執行状況等について一元的に管理を行う電子計算組織
報酬・賃金管理者	統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター長
予算所掌課長	佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号。以下「財務規則」という。）第二条第四号に規定する本庁等の各課の長（警察本部会計課長を除く。）及び同条第七号に規定するかいの長
各所属	財務規則第二条第三号に規定する本庁等の各課、現地機関及び公の施設

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、財務規則において使用する用語の例による。

（報酬等に係る歳出予算の執行限度額の指示）

第三条 予算所掌課長は、報酬又は賃金及び社会保険料（以下「報酬等」という。）について配当又は再配当を受けた歳出予算のうち、執行することができる限度額を報酬・賃金管理者に指示しなければならない。

(報酬等に係る歳出予算の流用)

第四条 予算所掌課長は、前条の規定により執行することができる限度額を指示した後、当該歳出予算に係る予算の流用について財務規則第三十二条第一項の規定による決定を受けた場合は、報酬・賃金管理者に執行することができる限度額を新たに指示しなければならない。

(報酬等の基礎事項の異動通知)

第五条 各所属の長は、報酬等の支払の基礎となる事項に異動があったときは、速やかに報酬・賃金管理者に通知しなければならない。

(報酬等の計算)

第六条 報酬・賃金管理者は、前条の規定による通知に基づき、報酬・賃金管理システムにより報酬等の支払に必要な計算を行わなければならない。

(報酬等の支出命令等)

第七条 報酬・賃金管理者は、前条の規定による計算結果に基づき、報酬等に係る支出負担行為及び支出命令を行わなければならない。

2 前項の支出命令は、会計年度、会計、繰越区分ごとに区分して行うものとし、その支出命令書には、別に定める様式の科目別集計表及び口座振替総括表を添えなければならない。この場合においては、確定前渡資金請求書(財務規則様式第百五十六号その一及び様式第百五十七号)の作成を省略することができる。

(報酬又は賃金の支出手続等)

第八条 報酬又は賃金の支出は、財務規則第七十二条第一項各号に掲げる者(以下「資金前渡職員」という。)の預金口座に口座振替の方法により行うものとする。この場合において、資金前渡・概算払整理簿(財務規則様式第六十七号)の作成を省略することができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、報酬又は賃金の支出は、非常勤職員又は日々雇用職員から申出があった場合には、その者の預金又は貯金口座に口座振替の方法により行うことができる。この場合において、口座振替先の金融機関

は、指定金融機関及び指定金融機関と為替取引のある金融機関とする。

(報酬又は賃金の支払、精算等)

第九条 資金前渡による報酬又は賃金の支払は、各所属の資金前渡職員が行うものとする。

2 非常勤職員又は日々雇用職員に報酬又は賃金の支払をしようとするときは、職員別給与簿(財務規則様式第六十五号)を作成し、それぞれ当該職員の受領印を徴しなければならない。ただし、非常勤職員又は日々雇用職員が口座振込みにより報酬又は賃金の支払を受ける場合は、この限りでない。

3 各所属の資金前渡職員は、報酬又は賃金の支払が完了したときは、直ちに別に定める様式の資金前渡精算書を作成し、報酬・賃金管理者に提出しなければならない。ただし、零精算の場合には、資金前渡精算書の作成を省略することができる。

(予算執行状況の通知)

第十条 報酬・賃金管理者は、報酬等の支払事務が完了したときは、別に定める様式の報酬・賃金歳出予算執行状況表により報酬等に係る歳出予算の執行状況を予算所掌課長に通知しなければならない。

(科目等の更正)

第十一条 予算所掌課長は、報酬等の支出をした後において、支出科目等の誤りを発見したときは、直ちに別に定める様式の科目等更正依頼書により報酬・賃金管理者にその内容を通知しなければならない。

2 報酬・賃金管理者は、前項の規定による通知があったときは、更正命令の手続を行わなければならない。

(処理の特例)

第十二条 報酬・賃金管理者は、報酬・賃金管理システムに登録している非常勤職員又は日々雇用職員のうち、報酬・賃金管理システムによる計算により難しい報酬等の支出又は返納の必要が生じたときは、報酬等の計算を行うとともに、財務規則に規定する例により処理を行わなければならない。

（補則）

第十三条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成十九年十月の労働の対償として支払う報酬又は賃金の支給事務及びこれらに伴う社会保険料の支払事務から適用する。

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第六十六号

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

養ほう振興法施行細則（昭和三十年佐賀県規則四十五号）の一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。

様式第二号

みつばち転飼許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

現住所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

通信連絡先（電話番号）

下記のとおり転飼したいので許可願いたく養ほう振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

	転飼申請直前の飼育場所	転飼しようとする場所 (字、番地まで記入)	左の土地所有者 住所氏名	転飼 ほう 群数	主な みつ 源	転飼期間	飼養管理者 住所氏名
1						年 月から 年 月まで	
2						年 月から 年 月まで	
3						年 月から 年 月まで	
4						年 月から 年 月まで	

備考 (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(2) 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入すること。

(3) この申請書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請のあて先を書き換えていただければ、九州各県の申請様式として利用できます。

添付書類 ほう場貸与承諾書及び付近見取図

(付近見取図は、目標となる建物施設名、河川名、道路名、停留所名等を記入し、ほう場は赤印で明記してください。)

	土地使用承諾書	付近見取図
1	場所 面積(坪数又はm ²) 期間(自) 月 日(至) 月 日 上記のとおり、みつばち転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 印	
2	場所 面積(坪数又はm ²) 期間(自) 月 日(至) 月 日 上記のとおり、みつばち転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 印	
3	場所 面積(坪数又はm ²) 期間(自) 月 日(至) 月 日 上記のとおり、みつばち転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 印	
4	場所 面積(坪数又はm ²) 期間(自) 月 日(至) 月 日 上記のとおり、みつばち転飼のために土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 印	

備考 添付書類については、昨年と同一の場所に転飼する場合は、提出する必要はない。ただし、同一の場所であっても、土地所有者が変更になった場合は提出すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の養ほう振興法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第六十七号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成十七年佐賀県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「信託法」を「公益信託二関スル法律」に、「第六十八条」を「第二条第一項」に改め、同条第三号中「信託財産」を「信託財産に属する財産」に改め、同条第七号中「引受け当初の事業年度及び翌事業年度(事業年度)」を「信託の引受けが行われる日の属する信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度)」に改める。

第三条を削る。

第四条中「第二条第三号」を「前条第三号」に改め、同条を第三条とする。

第五条第一項中「事業年度」を「信託事務年度」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「事業年度」を「信託事務年度」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「遅滞なく、前事業年度」を「遅滞なく、前信託事務年度」に、

「信託財産」を「財産」に改め、同条を第六条とする。

第八条を削る。

第九条の見出し中「信託条項」を「信託」に改め、同条第一項中「第七十条」を「第五条第一項」に、「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改め、同項第一号中「信託条項」を「信託」に改め、同項第二号中「信託条項の変更案」を「信託の変更案を記載した書類」に改め、同条第二項中「信託条項」を「信託」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(信託の変更の許可の申請)

第八条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

二 信託の変更をする根拠となる信託法(平成十八年法律第八号)の規定(同法第四十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の場合において、信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものであるときは、同項各号の書類のほか、当該変更に係る事業計画書及び収支予算書を提出しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第九条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 信託の併合を必要とする理由を記載した書類

二 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第五十一条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四 信託法第五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

五 第二条第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる書類

六 信託の併合が行われる日の属する信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがない信託にあつては、信託の併合後二年間)の事業計画書及び収支予算書

第十六条の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条中「次に掲げる書類を添えて、報告書」を「信託の終了事由を記載した書類」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加え、同条を第二十九条とする。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後一月以内に、次に掲げる書類を添えて、報告書を知事に提出しなければならない。

一 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度事業報告書及び収支決算書

二 信託の清算終了時における財産目録

三 残余財産の処分に関する書類

第十五条第一項中「第六十七条及び第六十九条第一項」を「第三条及び第四条第一項」に、「信託財産」を「財産」に改め、同条を第二十八条とし、第十四条を第二十七条とし、第十三条を第二十六条とする。

第十二条の見出し中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条中「法第四十九条第一項及び第七十二条の規定により新受託者」を「信託法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな受託者」に、「申請書」を「請求書」に改め、同条第一号中「任務終了の理由」を「受託者の任務終了の事由」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条第二号とし、同条を第十五条とし、同条の次に次の十条を加える。

(信託財産管理命令の請求)

第十六条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下この条において「信託財産管理命令」という。)を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

一 受託者の任務終了の事由を記載した書類

二 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類

三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第十七条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等(信託法第六十六条第四項各号に掲げる行為をいう。以下この条において同じ。)の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類

二 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第十八条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第十九条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第

五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 解任を請求する理由を記載した書類
- 二 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条及び法第八条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第二号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求)

第二十条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 二 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- 三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の選任の請求)

第二十一条 利害関係人は、信託法第二百二十三条第四項又は第二百五十八条第六項及び法第八条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 選任を請求する理由を記載した書類
 - 二 信託管理人となるべき者に係る第二条第五号に掲げる書類
- (信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十二条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするとき

きは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 辞任しようとする理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求)

第二十三条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 解任を請求する理由を記載した書類
- 二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の請求)

第二十四条 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 任務終了の事由を記載した書類
 - 二 新たな信託管理人となるべき者に係る第二条第五号に掲げる書類
- (信託の終了の請求)

第二十五条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 残余財産の処分の見込みに関する書類

第十一条中「若しくはその相続人又は受益者(信託管理人を含む。)は、法第四十七条及び第七十二条」を「又は信託管理人は、信託法第五十八条第四項及び法第八条」に、「申請書」を「請求書」に改め、同条第二号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(検査役の選任の請求)

第十三条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 選任を請求する理由を記載した書類
- 二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

第十条中「第七十一条」を「第七条」に改め、同条第二号中「信託事務及び信託財産」を「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務」に改め、同条第三号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に次の二条を加える。

(吸収信託分割の許可の申請)

第十条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第一百五十五条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 三 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第十一条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を受けようと

するときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第五十九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 三 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類
- 五 第二条第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる書類
- 六 新規信託分割が行われる日の属する信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがない信託にあつては、新規信託分割後二年間)の事業計画書及び収支予算書

様式を次のように改める。

様式(第二十七条関係)

第 号	職 氏 名	年 月 日交付	佐賀県知事 印
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第二十七第二項の規定による身分証明書			

附則

九センチメートル

6.5センチメートル

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。

(知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

2 知事の所管に係る佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第百三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成七年佐賀県規則第二十号)の項中「第十四条」を「第二十七条」に改める。

市町合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第六十八号

市町合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則

(佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成十五年佐賀県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四の第一号中「川副町、東与賀町、久保田町」を削り、同表の第三号の表のイの項中「及び同項に規定する市街化調整区域で九州旅客鉄道株式会社長崎本線以南の地域」を「同項に規定する市街化調整区域で九州旅客鉄道株式会社長崎本線以南の地域並びに川副町、東与賀町及び久保田町」に、

「小城市牛津町のうち九州旅客鉄道株式会社長崎本線以南の地域及び

小城市芦刈町

川副町

を

東与賀町

久保田町

「小城市牛津町のうち九州旅客鉄道株式会社長崎本線以南の地域及び小城市芦刈町」に

改める。

(佐賀県土木事務所設置規則の一部改正)

第二条 佐賀県土木事務所設置規則(昭和二十九年佐賀県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項の道路整備第二課の分掌事務中「多久市、小城市及び佐賀郡を「佐賀市(川副町、東与賀町及び久保田町に限る。)、多久市及び小城市」に改める。

別表の佐賀土木事務所の項の所管区域の欄中「小城市の区域 佐賀郡の区域」を「小城市の区域」に改める。

(佐賀県農林事務所管理規則の一部改正)

第三条 佐賀県農林事務所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の佐賀中部農林事務所の項の所管区域の欄中「佐賀郡」を削る。

(佐賀県佐賀空港事務所設置規則の一部改正)

第四条 佐賀県佐賀空港事務所設置規則(平成十年佐賀県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「佐賀郡川副町」を「佐賀市」に改める。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第五条 建築基準法施行細則(昭和三十六年佐賀県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の二の表の区域の欄中「川副町 東与賀町 久保田町 玄海町」を「玄海町」に改める。

(佐賀県建築計画概要書等閲覧規則の一部改正)

第六条 佐賀県建築計画概要書等閲覧規則(昭和四十八年佐賀県規則第六号)

の一部を次のように改正する。

第二条の表の区域の欄中「小城市 佐賀郡」を「小城市」に改める。

(公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第七条 公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和三十四年佐賀県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号から第二十五号までを三号ずつ繰り上げ、第二十六号及び第二十七号を削り、第二十八号を第二十三号とし、第二十九号から第四十二号までを五号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

○ 告 示

◎佐賀県告示第五百十五号

漁港法の一部を改正する法律(平成十二年法律第七十八号)附則第二条第二項の規定により、漁港を指定する件等の一部を改正する件(平成十四年農林水産省告示第四百七十三号)による改正前の漁港指定(昭和二十七年農林省告示第二百三十号)のとおり知事が指定したとみなされた第二種戸ヶ里漁港の所在地及び区域の一部を漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第六条第五項の規定に基づき次のように変更し、平成十九年十月一日から適用する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

所在地の欄中「佐賀郡川副町」とあるのは、「佐賀市」と、区域の水域の欄

中「川副町」とあるのは、「佐賀市川副町」と、「同町」とあるのは、「同市川副町」と、区域の陸域の欄中「町道」とあるのは、「市道」する。

◎佐賀県告示第五百十六号

漁港法の一部を改正する法律(平成十二年法律第七十八号)附則第二条第二項の規定により、漁港を指定する件等を廃止する件(平成十四年農林水産省告示第四百七十四号)による廃止前の漁港指定(昭和五十三年農林水産省告示第五百五十五号)のとおり知事が指定したとみなされた第一種福所江漁港の所在地及び区域の一部を漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第六条第五項の規定に基づき次のように変更し、平成十九年十月一日から適用する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

所在地の欄中「佐賀郡久保田町」とあるのは、「佐賀市」と、区域の水域の欄中「久保田町」とあるのは、「佐賀市久保田町」と、「同町」とあるのは、「同市久保田町」とする。

◎佐賀県告示第五百十七号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第二十五条第二項の規定に基づき、漁港管理者の指定(昭和三十年佐賀県告示第四百六号)の一部を次のように改正し、平成十九年十月一日から適用する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

戸ヶ里漁港の項の種類欄中「第一種」とあるのは、「第二種」と所在地の欄中「川副町大字犬井道」とあるのは、「佐賀市川副町」と、漁港管理者の欄中「川副町」とあるのは、「佐賀市」とする。

◎佐賀県告示第五百十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四条第七項の規定により、建築主事が所管する区域を次のとおり指定し、平成十九年十月一日から施行する。なお、建築主事が所管する区域の指定(平成十七年佐賀県告示第百七十六号)は、平成十九年九月三十日限り廃止する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

所管建築主事	所管区域
佐賀土木事務所 建築主事	多久市 小城市
神崎土木事務所 建築主事	神崎市 神埼郡
鳥栖土木事務所 建築主事	鳥栖市 三養基郡
唐津土木事務所 建築主事	唐津市 東松浦郡
伊万里土木事務所 建築主事	伊万里市 西松浦郡
武雄土木事務所 建築主事	武雄市 杵島郡
鹿島土木事務所 建築主事	鹿島市 嬉野市
	藤津郡

備考 土木事務所の建築主事が出張、休暇等により不在となり職務が遂行できない期間は、この表の区分にかかわらず、必要に応じて県土づくり本部建築住宅課建築主事とその職務を行う。

◎佐賀県告示第五百十九号

建築基準法に基づく建築物に係る制限(平成十六年佐賀県告示第百四十六号)

は、平成十九年九月三十日限り廃止する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県告示第五百二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前後の別	幅員 メートル
県道 北方朝日線	武雄市北方町大字大崎字六田一 三三三番一地从先から 武雄市北方町大字大崎字耳取一 四七一番一地从先まで	後	二二・二 〇〇・〇
	武雄市北方町大字大崎字六田一 三三三番一地从先から 武雄市北方町大字大崎字耳取一 四七一番一地从先まで	前	二二・七 一〇・一
			延長 メートル
			五六七・六
			五六七・七

◎佐賀県告示第五百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年九月二十八日から平成十九年十月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に

供する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 北方朝日線	武雄市北方町大字大崎字六田一三三三番一地从先から 武雄市北方町大字大崎字耳取一四七一番一地从先まで	平成一九・九・二八

●佐賀県告示第五百二十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七條第一項の規定により、平成十九年十月一日から佐賀郡川副町、同郡東与賀町及び同郡久保田町を廃し、その区域を佐賀市に編入する場合の佐賀市の人口を、次のとおり告示する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

佐賀市 二四一、三六一人

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年11月14日までに元気がひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成19年9月28日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成19年9月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人三瀬高原藝術村

(2) 代表者の氏名 橋田 嘉夫

(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市本庄町鹿子520番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、年齢を問わず、広く藝術に関心を持つ人々に対して、藝術振興に関する事業を行い、三瀬村の振興と発展に寄与することを目的とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成19年9月28日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類及び名称

川副都市計画下水道 川副町公共下水道(川副処理区)

2 縦覧場所

佐賀県土づくり本部下水道課

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、鳥栖市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成19年9月28日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	古賀 弘	鳥栖市飯田町85番地	平成19年9月9日

武雄市長 樋渡啓祐から土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、武雄市宮土地改良事業(ため池等整備 用排水施設整備)高野地区の工事が平成19年3月15日完了した旨届出があった。

平成19年9月28日

佐賀県知事 古 川 康

平成19年1月19日県営土地改良事業(ため池等整備)石田上地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年9月28日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)第146条の3第2項の規定により、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成19年9月28日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 特約業者の氏名又は名称
佐賀県有明海漁業協同組合連合会
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
佐賀市西与賀町屋外821番地
- 3 特約業者の指定の取消しの年月日
平成19年3月31日

○ 訓令 甲

●佐賀県訓令甲第十九号

本 庁
現地機関

佐賀県公印規程(昭和四十二年佐賀県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

別表の電算出力専用公印の項中「15」を「それぞれの種類の寸法」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○ 教育委員会事項

佐賀県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

●佐賀県教育委員会規則第十二号

佐賀県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和六十年佐賀県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に

関する政令（平成四年政令第百六十二号）に基づき、佐賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の主管に属する同令第一条第二項に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の引受けの許可及び監督に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条第一項中「公益信託の引受けをしようとする者」を「公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者」に改め、同項中第二号及び第三号を次のように改める。

二 信託行為の内容を示す書類

三 委託者となるべき者及び受託者となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（以下「履歴書」という。）（委託者となるべき者又は受託者となるべき者が法人である場合にあつては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）

第二条第一項第四号を削り、同項第五号中「置く」を「指定する」に改め、「履歴書及び印鑑証明書」を「及び履歴書（信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「履歴書及び印鑑証明書」を「及び履歴書」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項第九号中「引受け後二年」を「引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあつては、引受け後二年間）」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同条第二項を削る。

第四条第一項中「年度」を「毎信託事務年度」に、「翌年度の事業計画」を「翌信託事務年度の事業計画書」に、「収支予算」を「収支予算書」に改め、同条第二項中「事業計画」を「事業計画書」に、「収支予算」を「収支予算書」に改める。

第五条を次のように改める。

（事業報告）

第五条 受託者は、信託事務年度が終了したときは、終了後三月以内に、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に報告しなければならない。

- 一 当該信託事務年度の事業状況報告書
- 二 当該信託事務年度の収支決算書
- 三 当該信託事務年度末の財産目録

第六条中「前年度の事業」を「前信託事務年度の信託事務」に改める。
第七条を次のように改める。

（信託の変更に係る書類の提出）

第七条 受託者は、法第五条第一項の特別の事情が生じたとき、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあつては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

第十七条を第三十条とし、同条の前に次の一条を加える。

（公益信託終了の報告等）

第二十九条 受託者は、信託が終了したときは、終了後一月以内に、信託の終了事由を記載した書類を添付して、教育委員会に報告しなければならない。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後一月以内に、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に報告しなければならない。

- 一 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
- 二 信託の清算終了時における財産目録
- 三 残余財産の処分に関する書類

第十五条及び第十六条を削る。

第十四条第一項中「信託法第六十七条及び第六十九条第一項」を「法第三条及び第四条第一項」に改め、同条第二項中「信託法第六十九条第一項」を「法第四条第一項」に改め、同条第三項中「信託法第六十七条」を「法第四条」に改め、同条を第二十八条とする。

第十三条第一項中「事務所」を「信託事務を行う事務所」に改め、同項第一号中「信託行為」の下に「及びこれに附属する書類」を加え、同項第二号中「利害関係人」を「委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員」に改め、「履歴書」の下に「(これらのものが法人である場合にあっては、その定款又は寄附行為)」を加え、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項を削り、同条を第二十七条とする。

第十二条を削る。

第十一条中「教育委員会に対し」を「信託法第二百三十三条第四項又は第二百五十八条第六項及び法第八条の規定により」に改め、「申請書に」を削り、同条第二号中「の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書」を「に係る第二条第四号に掲げる書類及び就任承諾書」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の五条を加える。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十二條 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 辞任しようとする理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求)

第二十三條 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 解任を請求する理由を記載した書類
 - 二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
- (新たな信託管理人の選任の請求)

第二十四條 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
 - 二 新たな信託管理人となるべき者に係る第二条第四号に掲げる書類
- (信託の終了の請求)

第二十五條 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 信託の終了を請求する理由を記載した書類
 - 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
 - 三 残余財産の処分の見込みに関する書類
- (諸届出)

第二十六條 受託者は、次の各号に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、書面をもつて教育委員会に届け出なければならない。

- 一 受託者の氏名、住所又は職業(法人にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務)
- 二 信託管理人又は運営委員会等の構成員の氏名、住所又は職業(信託管理

人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所
の所在地又は主たる業務)

2 前項第二号に規定する事項に係る届出が、新たに就任する信託管理人又は
運営委員会等の構成員に係るものであるときは、第二条第四号又は第五号の
書類を添付しなければならない。

第九条及び第十条を削る。

第八条中「やむを得ない理由により辞任しようとするとき」を「法第七条の
規定により辞任の許可を受けようとするとき」に改め、「許可申請書に」を削
り、同条第二号中「財産及び収支の現況」を「信託事務の処理の状況並びに信
託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」に改め、同条第三号中
「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次
の八条を加える。

(検査役の選任の請求)

第十三条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の
規定により検査役の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類
を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 選任を請求する理由を記載した書類

二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の請求)

第十四条 委託者又は信託管理人は、信託法第五十八条第四項及び法第八条の
規定により受託者の解任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類
を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 解任を請求する理由を記載した書類

二 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新たな受託者の選任の請求)

第十五条 利害関係人は、信託法第六十二条第四項及び法第八条の規定により、
新たな受託者の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添

付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 受託者の任務終了の事由を記載した書類

二 新たな受託者となるべき者に係る第二条第三号に掲げる書類及び就任承
諾書

(信託財産管理命令の請求)

第十六条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により
信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下この条において「信託財産管
理命令」という。)を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添
付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 受託者の任務終了の事由を記載した書類

二 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類

三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第十七条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定に
より保存行為等(信託法第六十六条第四項各号に掲げる行為をいう。以下こ
の条において同じ。)の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、
次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類

二 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条
第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受
けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第十八条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同
法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする
ときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければな
らない。

- 一 辞任しようとする理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第十九条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 解任を請求する理由を記載した書類

二 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条及び法第八条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第二号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求)

第二十条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分(以下この条において「信託財産法人管理命令」という。)を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 受託者の死亡の事実を記載した書類

二 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類

- 三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類
- 七 七条の次に次の四条を加える。

(信託の変更の許可の申請)

第八条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

二 信託の変更をする根拠となる信託法(平成十八年法律第百八号)の規定(同法第四十九條第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあつては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第九条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 信託の併合を必要とする理由を記載した書類

二 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第五十一条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四 信託法第五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の経緯を証する書類

五 第二条第四号から第七号まで及び第九号に掲げる書類

六 信託の併合当初の信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがない信託にあつては、信託の併合後二年間)の事業計画書及び収支予算書

(吸収信託分割の許可の申請)

第十条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類

二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第百五十五条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めを含む。)を記載した書類

三 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四 信託法第百五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の経緯を証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第十一条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

一 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類

二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第百五十九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めを含む。)を記載した書類

三 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四 信託法第百六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の経緯を証する書類

五 第二条第四号から第七号まで及び第九号に掲げる書類

六 新規信託分割当初の信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがない信託にあつては、新規信託分割後二年間)の事業計画書及び収支予算書

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。

(教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

2 教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十七年佐賀県教育委員会規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第十三条第一項」を「第二十七条」に改める。

○ 公安委員会事項

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

● 佐賀県公安委員会規則第十四号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則(昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「様式第一号の一」を「様式第一号の二」に改め、同条

第二項中「様式第一号の一の二」を「様式第一号の三」に改める。

第四条の二を次のように改める。

(交通規制の対象から除く車両)

第四条の二 法第四条第二項の規定により、道路標識等による交通規制の対象から除く車両は、警衛列又は警護列の自動車で、当該用途に使用中のものとする。

第四条の三第二項中「署長」を「署長(申請に係る区域又は道路の区間を管轄する警察署長をいう。以下同じ。)」に、「別記様式第一号の七」を「様式第一号の八」に、「別記様式第一号の八」を「様式第一号の九」に改め、同条を

第四条の七とし、第四条の二の次に次の四条を加える。

(車両の通行禁止の規制及び歩行者用道路の規制の対象から除く車両)

第四条の三 法第四条第二項の規定により、車両の通行禁止の規制(一方通行を除く。)及び歩行者用道路の規制の対象から除く車両は、次のとおりとする。

一 災害救助、人命救助、水防活動又は消火活動のため使用中の車両

二 犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、交通事故の調査又は警備活動のため使用中の車両

三 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)に基づく災害応急対策に使用中の車両

四 令第十四条の二に規定する道路維持作業用自動車で、道路維持作業に使用中のもの

五 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)に基づく選挙における選挙運動及び政治活動のため使用される車両で、街頭演説又は街頭政談演説に使用中のもの

六 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車標章(様式第一号の四)を掲出しているもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百二十七号)に基づく一般廃棄物の収集のため使用中の車両

ロ 電気、ガス、水道、電信若しくは電話又は鉄道の緊急修復工事のため使用中の車両

ハ 信号機、道路標識等その他の交通安全施設の設置又は維持管理のため使用中の車両

ニ 医師又はこれに準ずる者が急病人等に対する緊急往診又は緊急手当のため使用中の車両

ホ 報道機関が緊急取材のため使用中の車両

ヘ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に基づく感染症患者の移送又は感染症の予防活動に使

用中の車両

ト 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)に基づく犬の捕獲に使用中の車両

チ 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)に基づく通常郵便物の集配又は電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)に基づく電報の配達に使用中の車両

2 前項第六号の通行禁止除外指定車標章(以下この条において「標章」という。)の交付を受けようとする者は、通行禁止除外指定車標章交付申請書(様式第一号の五)二通を当該申請に係る区域又は道路の区間を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 自動車検査証の写し

二 第一項第六号に掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書類

4 公安委員会は、第二項に規定する申請があつた場合において、当該申請が、第一項第六号の規定に該当すると認めるときは、申請者に標章を交付するものとする。

5 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。

二 標章は、他人に譲渡若しくは貸与し、又は交付を受けた理由以外に使用しないこと。

三 標章は、車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。

6 公安委員会は、標章を受けた者が、前項の規定に違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

7 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章を公安委員会に返納しなければならない。

一 標章の有効期間が経過したとき、又は必要がなくなつたとき。

二 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。

三 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

(最高速度の規制の対象から除く車両)

第四条の四 法第四条第二項の規定により、最高速度の規制(令第十一条、第十二条及び第二十七条に規定する最高速度以下の場合に限る。)の対象から除く車両は、専ら交通の取締りに従事する自動車とする。

(駐停車禁止の規制の対象から除く車両)

第四条の五 法第四条第二項の規定により、駐停車禁止の規制の対象から除く車両は、次のとおりとする。

一 第四条の三第一項第三号又は第四号に掲げる車両

二 令第十三条に規定する自動車で、当該用務に使用中のもの

三 犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、交通事故の調査又は警備活動のため使用中の車両及び当該目的のために現に停止を求められている車両

(駐車禁止の規制の対象から除く車両)

第四条の六 法第四条第二項の規定により、駐車禁止の規制の対象から除く車両は、次のとおりとする。

一 第四条の三第一項第三号から第五号までに掲げる車両

二 前条第二号又は第三号に掲げる車両

三 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車標章(様式第一号の六)を掲出しているもの

イ 第四条の三第一項第六号のイからチまでに掲げる車両

ロ 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十二条第一項の執行官が民事執行法(昭和五十四年法律第四号)に基づく強制執行等を緊急に行うため使用中の車両

ハ 放置車両の確認又は標章の取付けのために使用中の車両

ニ 患者輸送車及び車いす移動車

四 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除

外指定車標章(他の都道府県公安委員会により交付を受けたものを含む。)を掲出しているもの(ホにあつては、昼間(日の出から日没までをいう。)に使用中の車両に限る。)

イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第一の上欄に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる障害の級別(身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に規定する級別をいう。)に該当する障害を有し、かつ、歩行が困難であると認められるもの

ロ 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第一の二の上欄に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重度障害の程度(恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二に規定する重度障害の程度をいう。)に該当する障害を有し、かつ、歩行が困難であると認められるもの

ハ 重度の知的障害であると判定され、交付されている療育手帳に記載されている障害の程度がAのもの

ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百十三号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第五十五号)第六条第三項に規定する障害等級が一級であるもの

ホ 色素性乾皮症により小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者

2 前項第三号又は第四号の駐車禁止除外指定車標章(以下この条において「標章」という。)の交付を受けようとする者は、駐車禁止除外指定車標章交付申請書(様式第一号の七)二通を当該申請に係る区域又は道路の区間を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる標章の区分に応じ、それぞれ当該各

号に定める書類を添付しなければならない。

一 第一項第三号に掲げる車両に交付される標章 自動車検査証の写し及び第一項第三号に掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書類

二 第一項第四号に掲げる車両に交付される標章 自動車検査証の写し(第一項第四号に掲げる者のために使用する車両に係るものを含む。)及び第一項第四号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書類

4 公安委員会は、第二項に規定する申請があつた場合において、当該申請が第一項第三号又は四号の規定に該当すると認めるときは、申請者に標章を交付するものとする。

5 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。

二 標章は、他人に譲渡若しくは貸与し、又は交付を受けた理由以外に使用しないこと(当該交付を受けた者が他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。)

三 標章は、車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。

6 公安委員会は、標章を受けた者が、前項の規定に違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

7 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章を公安委員会に返納しなければならない。

一 標章の有効期間が経過したとき、又は必要がなくなつたとき。

二 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。

三 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

第七条を次のように改める。

(署長が行う駐車許可)

第七条 法第四十五条第一項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、駐車許可申請書(様式第三号)を当該申請に係る場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 自動車検査証の写し

二 当該申請に係る場所及び周辺の見取図

3 警察署長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、これを許可するものとする。

一 申請日時が次のいずれにも該当するものであること。

イ 駐車(許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車。次号口において同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

ロ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

二 申請場所が次のいずれにも該当するものであること。

イ 駐車禁止の規制のみが実施されている場所(無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあつては、法第四十五条第一項各号に掲げる場所を除く。)であること。

ロ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

三 駐車に係る用務が次のいずれにも該当するものであること。

イ 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

ロ 五分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ハ 法第七十七条第一項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

イ 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車

両にあつては、当該用務先の直近

4 警察署長は、前項の許可を行う場合において、危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

5 第三項の許可は、駐車許可証(様式第四号)を交付して行うものとする。

6 前項の許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車している間、その許可証を車両前面の見やすい箇所に掲出しておかなければならない。

第八条の二中「別表第一の二」を「別表第一の三」に改める。

第二十条第一項中、「高知県」を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第四条の六関係)

障害の種類		障害の級別
視覚障害	一級から三級までの各級及び四級(両眼の視力の和が〇・〇九以上〇・一二以下のものに限り。)	
聴覚障害	二級及び三級	
平衡機能障害	三級	
上肢不自由	一級及び二級(両上肢の機能の著しい障害及び両上肢のすべての指を欠くものに限り。)	
下肢不自由	一級、二級及び三級(両下肢をシヨパー関節以上で欠くものに限り。)	
体幹不自由	一級から三級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	一級及び二級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)	
心臓機能障害	一級及び二級	
じん臓機能障害	一級及び三級	

呼吸器機能障害

一級及び三級

ぼうこう又は直腸の機能障害

一級及び三級

小腸機能障害

一級及び三級

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

一級から三級までの各級

別表第一の二の一般国道二〇七号の項、県道佐賀外環状線の項及び県道佐賀空港線の項中「佐賀郡」を「佐賀市」に改め、同表を別表第一の三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二(第四条の六関係)

障害の種類	重度障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各症
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各症
下肢不自由	特別項症から第三項症までの各症
体幹不自由	特別項症から第四項症までの各症
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各症
じん臓機能障害	特別項症から第三項症までの各症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各症
小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各症

別表第二の四の項中「外国の行政庁」を「本邦の区域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関」に改める。

様式第一号の八中「(第4条の3第5号)」を「(第4条の7第5号)」に改め、同様式を様式第一号の九とする。

様式第一号の七中「(第4条の3第5号)」を「(第4条の7第5号)」に改め、同様式を様式第一号の八とする。

様式第一号の一の三から様式第一号の六の三までを削り、様式第一号の一を様式第一号の二とし、様式第一号の一の二を様式第一号の三とし、同様式の次に次の四様式を加える。

様式第1号の4（第4条の3関係）

（表）

No. _____	
通行禁止除外指定車	
車両登録番号 _____	主たる運転者 の氏名 _____
除外する区域 又は道路の区間 _____	
有効期限 _____	年 _____ 月 _____ 日 まで
_____	年 _____ 月 _____ 日
佐賀県公安委員会 印	

←————— 17.0cm —————→

↑
12.7cm
↓

備考 縁線の色は黄色とする。

（裏）

注 意 事 項

- 1 本章は、通行を禁止された区域又は区間を通行中は、前部から見やすい位置に掲示すること。
- 2 本章は、当該除外指定の目的以外に使用しないこと。
- 3 現場の警察官が指示する場合は、その指示に従うこと。
- 4 本章を他の車両に使用したり、他人に貸与したりしないこと。
- 5 本章を紛失した場合は、最寄りの警察署長に届け出ること。
- 6 本章を使用する必要がなくなつたときは、速やかに返納すること。

様式第1号の5（第4条の3関係）

<p>通行禁止除外指定車標章交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 ㊟</p>			
通行する区域又は 道路の区間			
車両の種類		車両登録番号	
主たる運転者 の氏名			
申請の理由			

- 注 1 申請者が法人であるときは、住所及び氏名の欄は、所在地、名称及び代表者名を記入すること。
- 2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

様式第1号の6（第4条の6関係）

（表）

駐車禁止除外指定車	番 号	第	号
	発行日	年	月 日
使用中			
車両番号		号	
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 運転者の連絡先／用務先 別紙のとおり			
有効期限	年	月	日まで
佐賀県公安委員会			印

（裏）

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場所以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先あるいは用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。

4 現場において、警察官等の指示があつた場合には、その指示に従つて下さい。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納して下さい。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなつたとき。

※被交付者等（法人については、当該法人の所在地及び法人名を記載する。）

住 所

氏 名

様式第1号の7（第4条の6関係）

駐車禁止除外指定車標章交付申請書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 佐賀県公安委員会 殿 <div style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 印</div>			
駐車する区域又は 道路の区間			
車両の種類		車両登録番号	
主たる運転者 の氏名			
申請の理由			

- 注 1 申請者が法人であるときは、住所及び氏名の欄は、所在地、名称及び代表者名を記入すること。
- 2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、第二十条の改正規定並びに別表第一の二の一般国道二〇七号の項、県道佐賀外環状線の項及び県道佐賀空港線の項の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の佐賀県道路交通法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第四条の二第四項の規定により交付されている通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章は、当該標章の有効期間が満了する日までの間は、この規則による改正後の佐賀県道路交通法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第四条の三第一項第六号の規定により交付された通行禁止除外指定車標章又は第四条の六第一項第三号の規定により交付された駐車禁止除外指定車標章とみなす。

3 公安委員会は、この規則の施行の際現に改正前の規則第四条の二第四項の駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている者から改正後の規則第四条の六第二項の規定による申請があつた場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、申請者に平成二十二年九月二十九日までを有効期間とする駐車禁止除外指定車標章を交付することができる。

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

●佐賀県公安委員会規則第十五号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則(平成六年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「三課」を「二課」に、
「警備第二課」を「警備第二課」に改める。
第二十六条の二を削る。

別表第一の一の表の佐賀県諸富警察署の犬井道交番の項を次のように改める。

犬井道交番	佐賀市川副町大字 鹿江	佐賀市のうち、川副町(大字犬井道、大字鹿江、大字小々森、大字南里、大字西古賀)
-------	-------------	---

別表第一の二の表の佐賀県佐賀警察署の東与賀警察官駐在所の項から久保田警察官駐在所の項までを次のように改める。

東与賀	東与賀町大字下古賀	佐賀市のうち、東与賀町(大字下古賀(一)、大字下古賀(二)、大字飯盛(中飯盛、下飯盛)、大字田中(上古賀、作出、田中)
住吉	字田中	佐賀市のうち、東与賀町(大字飯盛(中飯盛、下飯盛を除く)、大字田中(上古賀、作出、田中を除く)、大字下古賀(一)、大字下古賀(二))
横江	字久保田町大字 横江	佐賀市のうち、久保田町(大字新田、大字久富(北田、上恒安を除く)、大字徳万(中副、金丸、福島、大字久保田(上新ヶ江、下新ヶ江、永里、大字江戸))
久保田	字徳万	佐賀市のうち、久保田町(大字徳万(中副、金丸、福島を除く)、大字久保田(上新ヶ江、下新ヶ江、永里を除く)、大字久富(北田、上恒安))

別表第一の二の表の佐賀県佐賀警察署の北山警察官駐在所の項中「佐賀市富士町」を「富士町」に改め、同表の佐賀県諸富警察署の早津江警察官駐在所の項及び大詫間警察官駐在所の項を次のように改める。

早津江	川副町大字 早津江	佐賀市のうち、川副町(大字早津江、大字早津江津、大字福富)
大詫間	大字 大詫間	佐賀市のうち、川副町(大字大詫間)

別表第一の四の表の佐賀県諸富警察署の佐賀空港警備派出所の項中「佐賀郡」を「佐賀市」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年九月二十八日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷